

佐倉市汚水排水施設設置基準

(令和5年4月改正)

1. 目的

この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定による公共下水道管理者以外の者が行う工事について、汚水排水施設の設計及び施工に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に無いものは、「下水道施設計画・設計指針と解説（最新版）公益社団法人 日本下水道協会発行」によるものとする。

2. 人孔及び下水道管渠の構造等の基準

人孔及び下水道管渠（以下「本管」という。）の構造等の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、別途協議して決定するものとする。

- (1) 本管は、下水道用硬質塩化ビニール管とし日本産業規格、又は日本下水道協会認定品を使用すること。
- (2) 本管の内径は、200mm以上とすること。
- (3) 本管の勾配は4%以上45%以下、管内流速は0.6m/秒から3.0m/秒として設計し、縦断図を作成すること。
- (4) 本管の土被りは、1.0m以上とする。ただし、私道等で占用位置等に制限がありやむを得ない場合は、60cm以上とすること。
- (5) 下水道施設（取付管を含む。）と他の占用物は、30cm以上の離隔を確保すること。
- (6) 既設の人孔に本管を接続させる場合は管頂接合とすること。
- (7) 人孔は、下水道用鉄筋コンクリート製組立人孔（JSWAS A-11）の円形1号人孔以上を標準とする。ただし、掘削等に支障がある場合などは、0号人孔を認めるものとする。
- (8) 前号において、他の占用物の影響等により0号人孔が設置できない状況が認められ、次の条件に該当する場合は、鑄鉄製防護蓋小口径人孔（内径30cm以上）の、使用を認めるものとする。なお、インバートはストレートとすること。

条 件

- ① 原則として人孔深が2 m以下であること。
 - ② 人孔間距離が5 0 m以下であること。
 - ③ 直近上下流両側の人孔が0号以上の人孔が設置され、かつ段差のない中間人孔であること。
 - ④ 直近下流の人孔が、将来延伸が見込まれない起点人孔であること。
- (9) 会合点に新たに人孔を設ける場合は、1号以上の人孔とすること。
- (10) 人孔蓋は、市が承認したダクタイトル鉄製の市章、テーパー、鍵付とし、ガス穴等のないものを使用すること。(JSWAS G-4)
- また、国道、県道、都市計画道路及びバス路線など大型車両が通行する道路については、T-25用鉄蓋とし、その他の道路は、T-14用鉄蓋を使用するものとする。
- (11) 人孔深が2 mを超える場合は、転落防止梯子を設置すること。
- (12) 2号人孔以上で深さが4 mを超える場合は、中間スラブを設置すること。
- (13) 人孔の足掛け金物は、下流側に取り付けること。
- (14) 新設人孔は必ず調整リングを設置し、調整モルタルは無収縮超早強モルタルを使用すること。
- (15) 原則として管路の起点は振り分け人孔としないこと。
- (16) 人孔内の落差が6 0 cmを超えるものについては、人孔の内側に副管(内副管)を設置すること。
- (17) 人孔内にはインバートを設置して、流れを阻害しないように調整すること。既設人孔に新たに本管を接続する場合も同様とする。
- (18) インバートで、曲りは下流側の本管に対して9 0°以上とし、大きさは下流側本管の内径に合わせること。
- (19) 人孔内のインバートの落差は、上流側と下流側で2 0 mmとする。
- (20) 原則として人孔に取付管は接続しないこと。ただし、起点人孔には2箇所まで接続できるものとし、本管及び取付管の削孔同士の間隔(残り代)は内面側で1 0 cm以上とする。また、取付管は人孔の上流側から接続することとし、人孔中心に向けて直線に布設するものとする。この場合の取付管は、本管との管頂接合とし、インバート幅は本管の内径に合わせること。

- (21) 本管及び取付管布設の掘削深さが1.5mを超える場合は、土留工をするものとする。また、掘削の深さが4.0mを超える場合は、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施工しなければならない。ただし、造成地等でオープンカット工法の場合はこの限りではない。
- (22) 開削工法で道路に本管及び取付管を埋設する場合には、埋設標識テープ（下水道用、幅150mm）を路盤下に布設すること。

3. 公共汚水枳及び取付管の構造等の基準

公共汚水枳及び取付管の構造等の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、これにより難い場合は、別途協議して決定するものとする。

- (1) 公共汚水枳は、塩化ビニール製小口径枳（内径20cm、深さ80cm）を標準とし日本産業規格、又は日本下水道協会認定品とする。
- (2) 枳蓋は市章入りを使用し、底部にはPE樹脂（複合材）などの沈下防止板を設けること。
- (3) 公共汚水枳は、1宅地に1箇所設置を原則とする。ただし、宅地面積が330㎡以上ある場合は、土地所有者との協議により増設することができる。また、1宅地であっても2以上の建築確認により敷地設定されている場合は、各々の敷地に設置することができるものとする。
- (4) 公共汚水枳は、宅地内設置を原則とする。ただし、宅盤が道路より1.0m以上高い場合は、道路設置とする。この場合、市が承認した市章入りの铸铁製防護蓋（JSWAS G-3）を設置するものとする。また、駐車場に設置する場合も同様とする。ただし、明らかにタイヤが乗らない場合はこの限りではない。なお、国、県道等交通量の多い道路への設置は、別途協議をすること。
- (5) 公共汚水枳の深さは、1.8mまでとする。ただし、国、県道沿いの家屋、道路側溝が深い場合、あるいは、既設公共汚水枳の嵩上げ等の状況によりやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。ただし、ドロップ枳の使用は認めない。
- (6) 公共汚水枳の設置位置は、原則として官民境界から公共枳の中心までの距離を50cm以上100cm以内とし、隣地境界から50cm以上の離隔を確保すること。
- (7) 取付管は、内径150mm以上の下水道用硬質塩化ビニール管とし、勾配は15%以上とすること。

- (8) 取付管は、本管下流方向に対して90°以上を確保すること。
- (9) 取付管の間隔は、既設取付管も含め1.0m以上離すこと。また、人孔付近に接続する場合は、人孔の外径から1.0m以上離すこと。
- (10) 取付管は、平面的に一直線に布設すること。また、取付管が隣地境界を越境しないようにすること。
- (11) 公共汚水枥を移設し又は増設したことにより、不要となる公共汚水枥及び取付管は、原則として本管接続部分から撤去すること。ただし、塩化ビニール製小口径枥に交換し雨水等の侵入の恐れがなく、管理上支障がないと認められる場合はこの限りではない。
- (12) 前号により、既設公共汚水枥及び取付管を撤去する場合は、本管接続部をキャップ止め、コンクリート防護とし、施工状況が確認できる写真を必ず撮影すること。
- (13) 既設公共汚水枥の嵩高調整をする場合は、塩化ビニール製小口径枥に交換すること。なお、この場合において、宅地の排水設備の設置に支障がないと認められる場合は、深さを80cm以下とすることができるものとする。
- (14) 公共汚水枥は常に開閉できる状態とし、上部は化粧蓋やレンガ、タイル、又は植栽等で覆わないこと。また、公共汚水枥の周りには、根が伸びる植物は植えないこと。
- (15) 本管の深さが、3m以上の場合は、推進工法での施工を認める。その場合、工事概要・施工方法・施工業者の資料を添付し、完了届に推進工事写真を添付すること。
- (16) 既設公共枥の状況が確認できる写真を撮影すること。公共枥交換の有無にかかわらず撮影すること。また、既設公共枥や取付管に異常が見られるときは事前に申告すること。

4. 下水道法第16条の規定による承認工事の留意点

- (1) 私道等の私有地に本管を埋設する場合は、土地所有者の印鑑証明書付きの承諾書を添付すること。また、取付管のみの設置の場合は、承諾書のみとし、印鑑証明書の添付は不要とする。
- (2) 開発行為等都市計画法の許可等に基づく申請の場合は、許可書及び協議書の写し、道路位置指定の場合は確認図面の写しを添付すること。
- (3) 公共汚水枥を2箇所以上設置する場合は、宅地番号、取出管延長及び道路占用延長を記載した表を作成し添付すること。

- (4) 工事の施行に際して、次の点に留意すること。
- ① 工事着手前に、道路使用許可等関係法令に基づく手続きを行うとともに、関係する住民への周知を図ること。
 - ② 地下埋設物等他の占用物の位置を事前に確認し、必要に応じて占用物の管理者の立会いを求めたうえで施工すること。
 - ③ 構造及び施工状況等が明確に判断できるように工事写真を撮影すること。完成後、沈下防止板の設置など構造的に重要な部分が確認できない場合は、工事のやり直し、又は掘削、破壊による確認を求める場合があるので、特に留意すること。
- (5) 完了届を提出する際は、出来高図、工事写真のほか、下水道台帳に準じたオフセット図を提出すること。

佐倉市上下水道部下水道課